

川崎市交通安全施設整備に関する設計について

平成27年4月1日

1 歩道の段差及び勾配等

平成17年2月3日付け「歩道の一般的構造に関する基準等について」(国土交通省通達)、平成21年3月改訂「川崎市福祉のまちづくり条例」、平成23年8月改訂「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」によること。

2 歩道路盤工及び歩道舗装工

一般部の舗装は透水性舗装とし、舗装構成は、砂（再生砂）5cm、再生クラッシャーラン 10cm、開粒度 (13) 3cmとする。

3 防護柵（横断防止柵・ガードレール等）

建築限界を考慮に入れ、最大限歩道の有効幅員を確保すること。

防護柵の設置については、「防護柵の設置基準・同解説(平成20年1月改訂)」に準じること。

横断歩道部の切下げブロック脇の防護柵設置・補修を行う場合、切下げ部まで防護柵を延伸させること。また、防護柵を施工しない場合、切下げブロックを斜のタイプからRタイプへ変更する等、対策を講ずること。

仕様に関しては、「公共空間景観形成ガイドライン」にある標準仕様集によること。

4 車止めポール

歩道一般部（切下げ部を除く）に設置する場合には、防護柵に準じるが、維持・管理・交通安全上設置が必要と判断される場合は、車椅子等を考慮した上で設置するものとする。

仕様に関しては、「公共空間景観形成ガイドライン」にある標準仕様集によること。

5 街渠柵工

歩道切下げ部(車輌出入口・横断歩道等)及び歩道巻込部には、できるだけ街渠柵の設置は避けること。

6 取付管工

公共下水道への接続や撤去に関しては、下水道管理者と事前に協議を行うこと。

7 点字ブロック

点字ブロックについては、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」及び「川崎市福祉のまちづくり条例」、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」によること。

また、突起の形状・寸法及び配列については、JIS「視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列」T9251に合わせたものとする。

8 カラー舗装

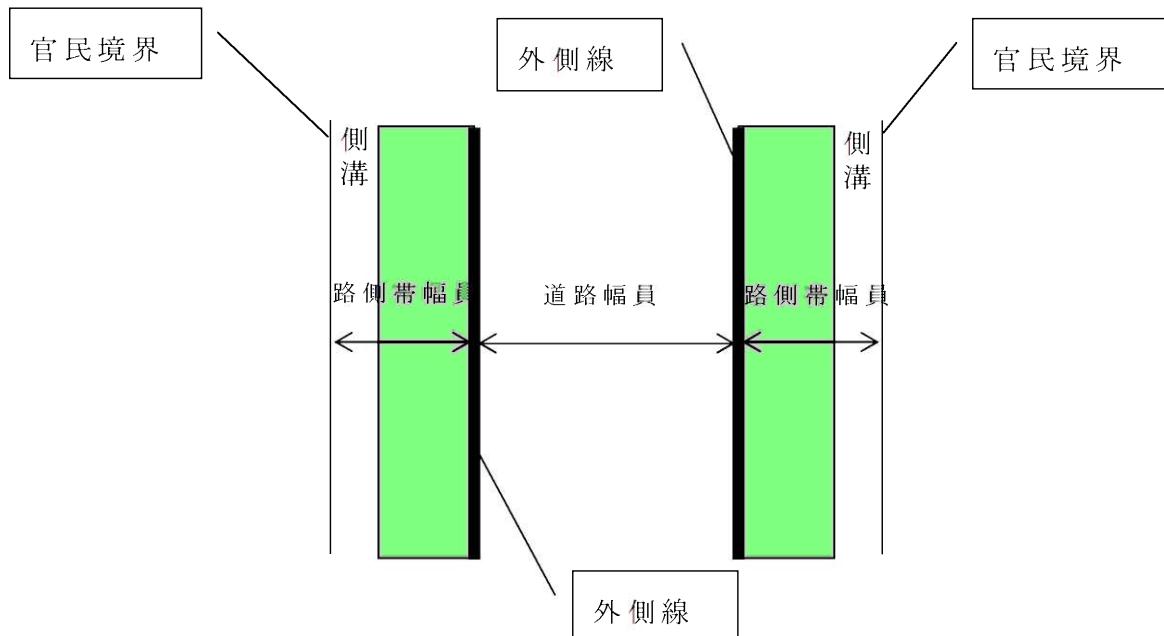
交通事故が多発している区間、または交通事故抑止のため必要と判断される区間や学校指定の通学路にカラー舗装を施工することができる。

交差点部の事故抑止のために施工する舗装色は、原則としてベンガラとする。

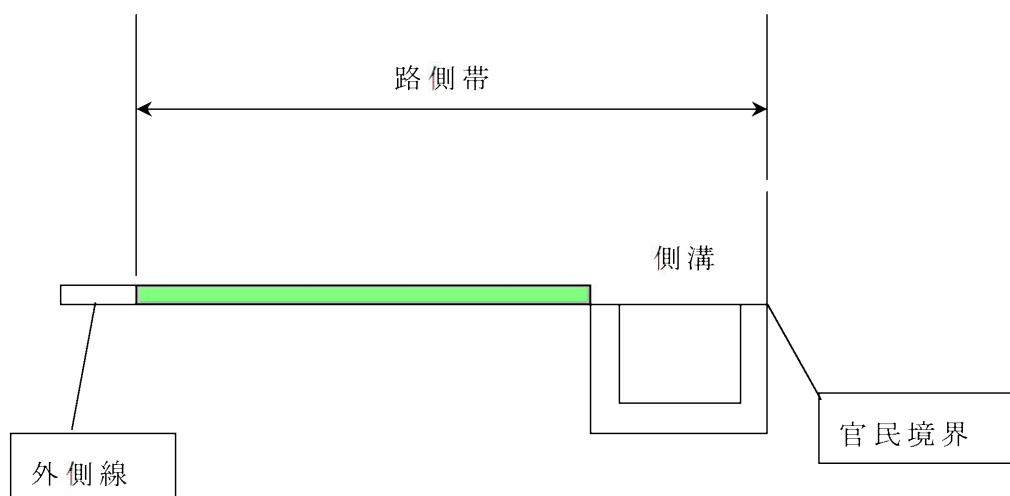
また、生活道路の交差点部について、夜間の交差点認識を高める必要があると認められる場合は、キラキラ色を使用してよいものとする。

路側帯の舗装色は原則として緑色とする。

《平 面 図》



《断 面 図（片側）》



【留意事項】

- ・ 外側線のない路肩部にカラー舗装を施工しないこと。
- ・ L型側溝やU字側溝などの表面及び蓋に着色しないこと。

9 道路反射鏡

道路反射鏡の支柱は、下地亜鉛メッキ塗装をした製品を使用すること。また、支柱内への雨水流入を防ぐため、ステンレスキャップの設置を行うこと。

支柱の根腐れを防止するため、基礎コンクリートは舗装表面までコンクリートとすること。

10 道路標識

道路標識は、原則として標識令の規定を満たすものとする。また、標識の寸法の基準に関しては、川崎市条例集89条の規定を満たすものとする。

道路反射鏡と同様支柱について、下地亜鉛メッキ塗装をした製品を使用すること。

地点名標識については、各所轄警察署と設置位置及び交差点名の調整を行った上で設置すること。

11 交差点付近と横断歩道付近における植樹帯等の設置基準について

横断歩道における歩行者の事故防止等のため、植樹帯等の設置については、道路構造物との離隔距離に留意して配置すること。

具体的には、次に示す離隔距離を参考にすること。

(1) 交差点付近は、車道沿いの歩道植樹帯の場合、交差点の曲線、隅切り部や横断歩道の起終点から3.0m以上。

ただし、車道沿いの歩道植樹帯に限るため、交通の視距に影響がなく交通安全上特に支障がないと認められる隅切り部等の場所においては、高木を主体とした緑陰を創り出すことに配慮した植栽は可能とする。

(2) 横断歩道付近は、車道沿いの歩道植樹帯の場合、縁石の切り下げ部分の起終点から1.5m以上。

既設植栽の位置については、今後の道路築造や改築に合わせて整備を行うものとする。整備後は、横断防止柵を設置するなど歩行者の横断防止処置を行うこと。

例

